

## 高等学校設置基準・神奈川県私立高等学校設置に関する取扱基準対照表

| 高等学校設置基準（国基準）  | 神奈川県私立高等学校設置に関する取扱基準   |
|--|--|
| <p>第1章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 高等学校は、学校教育法その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。</p> <p>2 この省令で定める設置基準は、高等学校を設置するのに必要な最低の基準とする。</p> <p>3 高等学校の設置者は、高等学校の編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。</p> <p>（設置基準の特例）</p> <p>第2条 公立の高等学校については都道府県の教育委員会、私立の高等学校については都道府県知事（以下「都道府県教育委員会等」という。）は、高等学校に全日制の課程及び定時制の課程を併置する場合又は2以上の学科を設置する場合その他これらに類する場合において、教育上支障がないと認めるときは、高等学校の編制、施設及び設備に関し、必要と認められる範囲内において、この省令に示す基準に準じて、別段の定めをすることができる。</p> <p>2 専攻科及び別科の編制、施設、設備等については、この省令に示す基準によらなければならない。ただし、教育上支障がないと認めるときは、都道府県教育委員会等は、専攻科及び別科の編制、施設及び設備に関し、必要と認められる範囲内において、この省令に示す基準に準じて、別段の定めをすることができる。</p> <p>（自己評価等）</p> <p>第3条 削除</p> <p>（情報の積極的な提供）</p> <p>第4条 削除</p> <p>第2章 学科</p> <p>（学科の種類）</p> <p>第5条 高等学校の学科は次のとおりとする。</p> <p>(1) 普通教育を主とする学科</p> <p>(2) 専門教育を主とする学科</p> <p>(3) 普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科</p> <p>第6条 前条第1号に定める学科は、普通科とする。</p> | <p>（趣旨）</p> <p>第1条 私立学校法（昭和24年法律第270号）第4条の規定に基づき神奈川県知事を所轄庁とする私立高等学校（以下「高等学校」という。）の設置については、原則として高等学校設置基準（平成16年文部科学省令第20号。以下「設置基準」という。）によるものとし、その取扱いについてはこの基準に定めるところによる。</p> <p>（名称）</p> <p>第2条 高等学校の名称は、高等学校の目的にふさわしいものであり、かつ、県内の他の学校の名称とまぎらわしいものであってはならない。</p> |

| 高等学校設置基準（国基準）  | 神奈川県私立高等学校設置に関する取扱基準   |
|--|--|
| <p>2 前条第2号に定める学科は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 農業に関する学科<br/> (2) 工業に関する学科<br/> (3) 商業に関する学科<br/> (4) 水産に関する学科<br/> (5) 家庭に関する学科<br/> (6) 看護に関する学科<br/> (7) 情報に関する学科<br/> (8) 福祉に関する学科<br/> (9) 理数に関する学科<br/> (10) 体育に関する学科<br/> (11) 音楽に関する学科<br/> (12) 美術に関する学科<br/> (13) 外国語に関する学科<br/> (14) 国際関係に関する学科<br/> (15) その他専門教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科</p> <p>3 前条第3号に定める学科は、総合学科とする。</p> <p>第3章 編制</p> <p>(授業を受ける生徒数)<br/> 第7条 同時に授業を受ける1学級の生徒数は、40人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(教諭の数等)<br/> 第8条 高等学校に置く教頭の数は当該高等学校に置く全日制の課程又は定時制の課程ごとに1人以上とし、教諭の数は当該高等学校の収容定員を40で除して得た数以上で、かつ、教育上支障がないものとする。</p> <p>2 前項の教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもってこれに代えることができる。</p> <p>3 高等学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。</p> <p>(養護教諭等)<br/> 第9条 高等学校には、相当数の養護教諭その他の生徒の養護をつかさどる職員を置くよう努めなければならない。</p> <p>(実習助手)<br/> 第10条 高等学校には、必要に応じて相当数の実習助手を置くものとする。</p> <p>(事務職員の数)<br/> 第11条 高等学校には、全日制の課程及び定時制の課程の設置の状況、生徒数等に応じ、相当数の事務職員を置かなければならない。</p> | <p>(教職員)<br/> 第3条 高等学校には、校長、教頭、教諭、司書教諭、事務職員のほか、実習助手、養護教諭又は生徒の養護をつかさどる職員を置かなければならない。</p> <p>2 教頭及び教諭のうち、その半数以上は、他の職を兼ねることができない。</p> <p>3 設置基準第8条第2項により、助教諭又は講師をもって代えることのできる教諭の数は、当該高等学校に置く教諭の数の3分の1以内とする。</p> <p>4 高等学校には、養護教諭又は生徒の養護をつかさどる職員1人以上を置き、そのうちの1人は他の職を兼ねることができない。</p> <p>5 司書教諭については、第1項の規定にかかわらず、法令で定める規模以下の高等学校にあつては、当分の間置かないことができる。</p> |

高等学校設置基準（国基準）

神奈川県私立高等学校設置に関する取扱基準

第4章 施設及び設備

（一般的基準）

第12条 高等学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

（校舎の面積）

第13条 校舎の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、全日制の課程若しくは定時制の課程の別又は学科の種類にかかわらず、次の表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

| 収容定員             | 面積（平方メートル）            |
|------------------|-----------------------|
| 120人以下           | 1200                  |
| 121人以上<br>480人以下 | 1200+<br>6×（収容定員-120） |
| 481人以上           | 3360+<br>4×（収容定員-480） |

（運動場の面積）

第14条 運動場の面積は、全日制の課程若しくは定時制の課程の別又は収容定員にかかわらず、8,400平方メートル以上とする。ただし、体育館等の屋内運動施設を備えている場合その他の教育上支障がない場合は、この限りでない。

（施設・設備の自己所有等）

第4条 高等学校の施設及び設備は、原則として、設置者の専用かつ自己所有とする。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、特別の事情があり、教育上支障がないことが確実に認められる場合には、校地、校舎について自己所有であることを要しない。

- (1) 借用部分が賃貸借契約の締結等により、20年以上の長期借用をできることが確実に認められる場合
- (2) 借用部分が国又は地方公共団体の所有で、長期借用が困難である場合であって、短期借用しなければならない相当の理由があると認められる場合
- 2 前項各号に該当する場合において、借用後の各年度における賃借料と他の借入金に係る償還額（元利合計）の合計が当該学校（設置の認可にあつては、修業年限相当年数経過後）の年間事業活動収入の5分の1以内であること。
- 3 高等学校の教育研究上の目的を達成するうえで、やむを得ない理由があり、長期借用が困難な特別の事情がある場合は、短期借用とすることができる。
- 4 高等学校の施設及び設備は、原則として、担保に供されたものであってはならない。ただし、次の各号の全てを満たし、教育上及び学校運営上支障がないことが確実に認められる場合には、この限りでない。
  - (1) 高等学校の施設、設備の取得及び建設のための負債に係る担保であること。
  - (2) 日本私立学校振興・共済事業団及び確実な金融機関等が行う貸付による担保であること。
  - (3) 前号の担保に関する適正な償還計画があり、当該担保が設置者の資産状況等からみて施設及び設備を長期にわたり使用するうえで支障がないと認められること。

（校舎及び運動場の面積等）

第5条 高等学校には、校舎及び運動場を備えなければならない。

- 2 校舎及び運動場の面積は、設置基準第13条本文及び第14条本文に定める面積以上とする。

3 校舎及び運動場は、原則として、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。

- ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。
- (1) 防災上の事由による建て替えなどにより、今までと比して教育環境が悪化する等のやむを得ない事情があり、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることが極めて困難な場合で、教育上支障がないと認められるときは、近接する位置に校舎を設け、校舎面積に算入することができる。
  - (2) やむを得ない事情があり、主たる運動場を補完する従たる運動場が校舎から通常交通機関をもって片道1時間以内の地域に所在する場合は、運動場面積に算入することができる。
- 4 運動場面積に算入できる従たる運動場については、10年以上常時専用することができる権利を有している場合には設置者の自己所有であることを要しない。

| <p style="text-align: center;">高等学校設置基準（国基準）</p>  | <p style="text-align: center;">神奈川県私立高等学校設置に関する取扱基準</p>  |
|---|--|
| <p>(校舎に備えるべき施設)</p> <p>第15条 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。</p> <p>(1) 教室（普通教室、特別教室等とする。）</p> <p>(2) 図書室、保健室</p> <p>(3) 職員室</p> <p>2 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えるものとする。</p> <p>(その他の施設)</p> <p>第16条 高等学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(校具及び教具)</p> <p>第17条 高等学校には、学科の種類、生徒数等に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。</p> <p>2 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。</p> <p>(他の学校等の施設及び設備の使用)</p> <p>第18条 高等学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。</p> | <p>(校舎に備えるべき施設)</p> <p>第6条 校舎には、次に掲げる施設を備えるものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合で教育上支障がないときは、第1号及び第2号の施設を除き、一つの施設をもって二つ以上に兼用することができる。</p> <p>(1) 相当数の普通教室（普通教室と特別教室との合計数は少なくとも同時に授業を行う学級の数を下ってはならない。）</p> <p>(2) 保健室</p> <p>(3) 地理歴史科・公民科教室及びその標本室</p> <p>(4) 物理、化学、生物、地学のそれぞれの実験室、標本室及び準備室</p> <p>(5) 音楽教室、美術教室、工芸教室、技術・家庭科教室及びそれぞれの準備室及び書道教室、情報教室</p> <p>(6) 図書室</p> <p>(7) 教員室、事務室</p> <p>(8) 教員研究室</p> <p>2 専門教育に必要な施設の基準は、原則として別表第1によるものとする。ただし、やむを得ない事情があり、かつ、教育上支障がない場合はこの限りでない。</p> <p>3 高等学校には、体育館を備えるものとする。ただし、やむを得ない事情があり、かつ、教育上支障がない場合はこの限りでない。</p> <p>4 高等学校には、次の施設を備えるよう努めるものとする。</p> <p>(1) プール</p> <p>(2) 会議室、生徒集会所</p> <p>(他の学校等の施設の使用)</p> <p>第7条 前条第1項の施設及び運動場を除き、その他の施設については、やむを得ない事情があり、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設を使用することができる。</p> <p>2 高等学校は、同一の設置者が併設する学校がある場合、学級数（単位制高等学校においては、収容定員を40で除した数）に相当する普通教室を除き、併設する学校の施設及び設備を使用することができる。ただし、次に掲げるものは使用することができない。</p> <p>(1) 幼稚園の園舎及び運動場</p> <p>(2) 小学校の校舎</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、同一の設置者が小学校、中学校及び高等学校を併設する場合において、併設する中学校が併設する小学校と校舎を共用するときは、高等学校は、併設する中学校の当該校舎を使用することはできない。</p> <p>4 第2項による使用面積のうち高等学校の面積に算入できるものは、共用する各学校の収容定員により按分して算出する。</p> <p>(給水施設等)</p> <p>第8条 高等学校には、学校の規模に従い、保健衛生上必要な給水設備を備え、その水質は、衛生上無害であることが証明されたものでなければならない。</p> <p>2 高等学校には、学校の規模に応じて、防火及び消火に必要な設備を備えなければならない。</p> |

| 高等学校設置基準（国基準） | 神奈川県私立高等学校設置に関する取扱基準  |
|---------------|---|
|               | <p>(資金等)</p> <p>第9条 高等学校の設置に係る資金については、原則として、全額を学校を設置しようとする者の自己資金によるものとする。ただし、第1号から第4号の全てを充たし、学校運営上支障がない場合はこの限りでない。</p> <p>(1) 学校の施設、設備の取得及び建設のための資金に係る負債額は、その資金の4分の1以内であること。</p> <p>(2) 日本私立学校振興・共済事業団及び確実な金融機関等が行う貸付による負債であること。</p> <p>(3) 適正な償還計画があり、学校設置後の各年度の償還額（元利合計）が修業年限相当年数経過後の当該学校に係る年間事業活動収入の5分の1以内であること。</p> <p>(4) 学校を設置しようとする者の総負債額が、総資産額の3分の1以内であること。</p> <p>2 高等学校の設置者は、設置認可の申請時において、原則として開設年度の人件費相当額以上の運用資金を保有していなければならない。</p> <p>3 高等学校の設置者は、第4条第1項ただし書きの場合であって、校地又は校舎どちらか一方を自己所有としない場合には、設置認可の申請時において、原則として当該設置しようとする学校の開設年度の人件費に相当する額に加えて、当該借用とする校地又は校舎の開設年度を含め3年間の賃借料に相当する額を保有していなければならない。</p> <p>4 高等学校の設置者は、第4条第1項ただし書きの場合であって、校地及び校舎をともに自己所有としない場合には、設置認可の申請時において、原則として当該設置しようとする学校の開設年度を含め3年間の経常経費に相当する額の運用資金を保有していなければならない。</p> <p>(設置計画書の提出等)</p> <p>第10条 高等学校を設置しようとする者は、学校設置認可申請書を提出する前に別に定める学校設置計画書を知事に提出し、その承認を得るものとする。</p> <p>2 知事は、学校設置計画書を承認しようとする場合は、あらかじめ私立学校審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>(広報活動)</p> <p>第11条 広報活動における学校名、学科名等の表示は、計画承認又は認可された名称を使用しなければならない。また、教育内容、卒業後の各種資格の取得等に関して誤認のおそれのある表示を行ってはならない。</p> <p>2 広報活動は、次の各号に掲げるところに従い、学校設置計画承認後に行うことができる。</p> <p>(1) 新聞、雑誌、ポスター、チラシ、ダイレクトメール、ホームページ等の各種広報媒体による広報を実施する場合は「開校予定年月」及び「認可手続中」の旨の文言を十分に認識できるよう表示すること。</p> <p>(2) 学校説明会、学校訪問等を実施する場合は「開校予定年月」及び「認可手続中」の旨、相手方へ正確に説明すること。</p> <p>3 課程を設置する場合の広報活動は「課程設置認可申請（計画）書」を知事に提出し、その承認を得た後に行うことができる。</p> <p>なお、知事は「課程設置認可申請（計画）書」を承認しようとする場合は、あらかじめ私立学校審議会に報告するものとする。</p> <p>広報活動を実施するにあたっては、前項第1号及び第2号を準用する。</p> |

| 高等学校設置基準（国基準）  | 神奈川県私立高等学校設置に関する取扱基準   |
|--|--|
| <p>附 則<br/>（施行期日等）</p> <p>1 この省令は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p>2 この省令の施行の際現に存する高等学校の編制並びに施設及び設備については、当分の間、なお従前の例によることができる。</p> <p>（学校教育法施行規則の一部改正）</p> <p>3 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第56条中「高等学校設置基準（昭和23年文部省令第1号）」を「高等学校設置基準（平成16年文部科学省令第20号）」に改める。</p> <p>第64条第2項中「設備及び編制」を「施設、設備及び編制」に改める。</p> <p>（文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則の一部改正）</p> <p>4 文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則（平成15年文部科学省令第17号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第3条及び第6条の表中「高等学校設置基準（昭和23年文部省令第1号）」を「高等学校設置基準（平成16年文部科学省令第20号）」に改める。</p> | <p>附 則</p> <p>1 この取扱基準は平成15年4月1日から施行する。</p> <p>2 平成15年3月31日以前に設置した高等学校の校地、運動場及び校舎床面積は、当分の間別表のとおりとすることができる。</p> <p>3 平成15年3月31日以前に設置した高等学校についても、その校地、運動場及び校舎床面積が第5条に定める基準に足りない場合は、これを充足するよう努めなければならない。</p> <p>4 生徒急減期中である当面の間は、原則として、高等学校の設置認可及び収容定員の増員に係る学則変更認可は見合わせる。ただし、次の場合は、その限りでない。</p> <p>(1) 1学年当たりの収容定員が、200人未満の高等学校で40人以下学級を導入するに当たり現収容定員にもっとも近い数で、かつ40人学級の実施が可能となる範囲内で収容定員を増員する場合</p> <p>(2) 現収容定員の合計数を超えない範囲で学科間の収容定員を変更する場合</p> <p>5 前項による収容定員の増員に係る学則変更認可にあたっては、附則第2項の基準によることができる。ただし、前項第2号においては、現状の教育環境を下げない場合は、当分の間、校地、運動場及び校舎床面積については、その基準を充足しているものとみなす。</p> <p>6 神奈川県私立高等学校設置基準（平成14年4月1日施行）は平成15年3月31日をもって廃止する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この取扱基準は平成16年9月1日から施行する。</p> <p>2 附則（平成15年4月1日施行）第2項中「別表」を「別表第2」と読み替える。</p> <p>3 附則（平成15年4月1日施行）第3項中「第5条」を「第5条第2項」と読み替える。</p> <p>4 平成16年8月31日以前に設置した高等学校は、現状の校舎床面積及び運動場面積について、引き続きこれを維持、向上するよう努め、施設全体の再整備など教育環境を向上させる場合を除き、個々の施設について面積減少など現状の教育環境を悪化させないよう努めるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この取扱基準は平成17年11月1日から施行する。</p> <p>2 附則（平成15年4月1日施行）第4項に第3号を追加する。</p> <p>(3) 不登校、LD、AD／HD等又は学習指導要領に依らずに教育課程を弾力化して特徴ある教育を実施している場合において、生徒をめぐる諸課題に対応する社会的必要性が極めて高く、生徒の教育条件が著しく向上することが期待される場合</p> <p>附 則</p> <p>1 この取扱基準は平成18年4月1日から施行する。</p> <p>2 ただし、第11条の規定は施行日以前に学校設置計画の承認を受けた学校にも適用する。</p> <p>3 当面の間は、原則として、高等学校の設置認可及び収容定員の増員に係る学則変更認可は見合わせる。ただし、次の場合は、その限りでない。</p> <p>(1) 1学年当たりの収容定員が、200人未満の高等学校で40人以下学級を導入するに当たり現収容定員にもっとも近い数で、かつ40人学級の実施が可能となる範囲内で収容定員を増員する場合</p> <p>(2) 現収容定員の合計数を超えない範囲で学科間の収容定員を変更する場合</p> <p>(3) 不登校、LD、AD／HD等又は学習指導要領に依らずに教育課程を弾力化して特徴ある教育を実施している場合において、生徒をめぐる諸課題に対応する社会的必要性が極めて高く、生徒の教育条件が著しく向上することが期待される場合</p> <p>4 附則（平成15年4月1日施行）第4項及び附則（平成17年11月1日施行）第2項は、平成18年3月31日をもって廃止する。</p> |

| 高等学校設置基準（国基準） | 神奈川県私立高等学校設置に関する取扱基準   |   |  |                                |                           |     |             |             |     |             |   |            |            |             |
|---------------|--|---|--|--------------------------------|---------------------------|-----|-------------|-------------|-----|-------------|---|------------|------------|-------------|
|               | <p>附 則</p> <p>1 この取扱基準は平成18年8月1日から施行する。</p> <p>2 第11条第3項は、学科の設置に準用する。この場合において、「課程」とあるのは「学科」と読み替えるものとする。</p> <p>3 附則（平成18年4月1日施行）第3項に第4号を追加する。</p> <p>(4) 社会経済情勢の変化に伴う新たな需要に対応する社会的要請があり、かつ原則として既存の高等学校等の生徒募集計画に著しく影響を及ぼさない場合</p> <p>附 則</p> <p>1 この取扱基準は、平成19年10月1日から施行する。</p> <p>2 第5条第3項第1号は、既設高等学校のみに適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この取扱基準は、平成20年2月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この取扱基準は、平成20年6月1日から施行する。</p> <p>2 この取扱基準は、学校の設置と併せて学校法人を新設する場合も適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この取扱基準は、平成21年6月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この取扱基準は、平成27年8月24日から施行する。</p> <p>別表第1（第6条第2項関係）<br/>（別紙のとおり）</p> <p>別表第2（附則〔平成16年9月1日施行〕第2項関係）<br/>生徒1人当りの基準面積</p> <table border="1" data-bbox="759 1234 1425 1675"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成2年7月31日以前に設置又は学校設置計画申請した高等学校</th> <th>平成2年8月1日以後に学校設置計画申請した高等学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>校 地</td> <td>20平方メートル以上。</td> <td>40平方メートル以上。</td> </tr> <tr> <td>運動場</td> <td>10平方メートル以上。</td> <td>20平方メートル以上。<br/>ただし、総面積は15,000平方メートルを下らないこと。</td> </tr> <tr> <td>校 舎<br/>床面積</td> <td>7平方メートル以上。</td> <td>10平方メートル以上。</td> </tr> </tbody> </table> |   |  | 平成2年7月31日以前に設置又は学校設置計画申請した高等学校 | 平成2年8月1日以後に学校設置計画申請した高等学校 | 校 地 | 20平方メートル以上。 | 40平方メートル以上。 | 運動場 | 10平方メートル以上。 | 20平方メートル以上。<br>ただし、総面積は15,000平方メートルを下らないこと。 | 校 舎<br>床面積 | 7平方メートル以上。 | 10平方メートル以上。 |
|               | 平成2年7月31日以前に設置又は学校設置計画申請した高等学校   | 平成2年8月1日以後に学校設置計画申請した高等学校                   |  |                                |                           |     |             |             |     |             |   |            |            |             |
| 校 地           | 20平方メートル以上。  | 40平方メートル以上。                                 |  |                                |                           |     |             |             |     |             |   |            |            |             |
| 運動場           | 10平方メートル以上。  | 20平方メートル以上。<br>ただし、総面積は15,000平方メートルを下らないこと。 |  |                                |                           |     |             |             |     |             |   |            |            |             |
| 校 舎<br>床面積    | 7平方メートル以上。   | 10平方メートル以上。                                 |  |                                |                           |     |             |             |     |             |   |            |            |             |